

## 大和市建築審査会条例の一部を改正する条例

大和市建築審査会条例（昭和60年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。